

令和 6 年度内部統制評価報告書審査意見書

宮 崎 県 監 査 委 員

44100-1061
令和7年9月1日

宮崎県知事 河野 俊嗣 殿

宮崎県監査委員 川 野 美奈子
宮崎県監査委員 木 下 博 義
宮崎県監査委員 野 崎 幸 士
宮崎県監査委員 坂 本 康 郎

令和6年度内部統制評価報告書審査意見について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第150条第5項に基づき、令和7年6月16日付け21230-1068で審査に付された令和6年度内部統制評価報告書の審査を行いましたので、別添のとおり意見書を提出します。

令和 6 年度内部統制評価報告書審査意見書

1 審査の対象

令和 6 年度内部統制評価報告書

2 審査の着眼点

監査委員による令和 6 年度内部統制評価報告書の審査は、知事が作成した内部統制評価報告書について、知事による評価が評価手続に沿って適切に実施されたか、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているかといった観点から検討を行い審査するものである。

3 審査の実施内容

令和 6 年度内部統制評価報告書について、知事及び内部統制評価部局から報告を受け、宮崎県監査基準（令和 2 年 3 月 30 日宮崎県監査委員告示第 2 号）に準拠し、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成 31 年 3 月総務省）の「Ⅴ監査委員による内部統制評価報告書の審査」に基づき、必要に応じて関係部局に説明を求めた上で審査を行った。また、その他の監査等において得られた知見を利用した。

4 審査の結果

令和 6 年度内部統制評価報告書について、上記のとおり審査した限りにおいて、評価手続及び評価結果に係る記載はおおむね相当である。

5 審査意見

内部統制制度の導入から 5 年目に入り、監査においても制度導入前と比較して指摘事項等の件数が減少するなど一定の効果がみられるが、今後、内部統制の実効性を高め、更なる推進を図る上では、以下の事項について改善が望まれる。

(1) リスク対応策について

発生した運用上の不備の中で、特に件数の多かった支払事務の遅れ、契約未締結による事務の執行、調定の遅れに関する不備の多くは、進行管理が適切に行われていれば防げたものであることから、各所属においては、業務の実態に応じた進行管理のやり方を再検討するなど、より有効なリスク対応策を講じることが望まれる。

(2) 自己点検について

所属においてリスクとして選択されているにもかかわらず、自己点検で把握されていない不備が、引き続き定期監査により多数確認された。

各所属においては、自己点検の精度を高め、発生した不備を漏れなく確実に把握するとともに、適切な是正・改善につなげていくことが望まれる。

(3) 特に注意すべき不備及び同一内容の不備について

令和5年度に発生した重大な不備に対して全庁的な再発防止が図られ、新たな重大な不備の発生も無いなど改善への取組が進んでいると認められるが、一方で要配慮個人情報を含む書類の紛失や誤送付といった特に注意すべき不備とされる事案の発生が複数報告された。

個人情報の取扱いについては、漏えい、滅失等の防止など安全管理に万全の注意を払う必要があり、特に大量の個人情報や、要配慮個人情報等の秘匿性の高い個人情報を取り扱う所属においては、より厳格な管理が求められるところである。

個人情報の漏えい等の発生は、個人の権利利益が侵害される危険があり、また、行政に対する県民の信頼を失墜させるリスクも高いことから、職員の一層の意識啓発を含め効果的な再発防止策をとることが強く望まれる。

また、前年度に把握された不備と同一内容の不備が発生した所属が、引き続き多数確認されている。これらの所属においては、職員の一層の意識啓発を図るとともに、組織的なチェック体制をさらに強化するなど効果的な再発防止策をとることが強く望まれる。